

難破船とキャンプ旅行

藤
岡
大
助

目次

- 一 はじめに
- 二 アナロジーによる論証の一般的構図
- 三 ドウオーキンとコーエンの対立点
- 四 ドウオーキンの「難破船」と資源の平等
- 五 コーエンの「キャンプ旅行」と社会主義の二つの原理
- 六 考察
- 七 おわりに

- 一 はじめに

賛否の分かれる原理や原則について判断を行う際に、比喩的な事例を仮想し、そこでの判断から類推して、論

争となつてゐる状況下での判断を論証するという方法がしばしばとられることがある。比喩的な事例は、必ずしも、現実的であるとは限らない。時には、絶対に現実にはあり得ないような状況が想定されることもある。しかし、それでも、もしもそのような立場に自分自身が置かれたら、どう判断するかを想像し、類推することは出来る。そして、その類推を手がかりに、論争的次元における自説を擁護するのである。こうした方法は、法哲学の世界ではおなじみの風景であり、多くのウィットに富んだ議論がなされてきた。本稿ではこのような議論のスタイルを、「アナロジーによる論証」と呼ぶことにする。

数ある「アナロジーによる論証」の中でも本稿が着目するのは、ロナルド・ドゥオーキンとG. A. コーエンが展開した議論である。ドゥオーキンもコーエンも既に故人であるが、^①両者はいわゆるエガリタリアン（平等主義者）に位置づけられる論客であり、その立場から分配的正義論に多大な貢献を為してきた。両者はともに、その分配的正義論を擁護するにあたって様々な議論を展開しているが、その論証の一つとして、「アナロジーによる論証」も行っている。ドゥオーキンは、「難破船」というアナロジーを用いて、自身の「資源の平等」という正義構想を展開しており、コーエンは、「キャンプ旅行」というアナロジーを用いて、「社会主義的平等の原理」と「共同体の原理」からなる社会主義の二つの原理の正当化を試みている。^②両者の導き出す理論上の結論は、同じく平等主義者として位置づけられる理論家であることもあり、かなり近い内容ではあるものの、重要な点において対立している。それは、分配的正義論における平等主義内部での主要争点の一つである「何の平等か？」という問題である。ドゥオーキンは資源主義の立場に立ち、コーエンは厚生主義の立場に立つ。

本稿では、ドゥオーキンとコーエンそれぞれの「アナロジーによる論証」を検討し、「何の平等か？」という問題を解決する糸口を探し出す。そのために、まず最初に、「アナロジーによる論証」の一般的構図を示し、こ

の論証方法の特徴を明らかにする(二)。次に、両者が依拠する、資源主義と厚生主義がそれぞれどういう立場であるのかを説明し、対立点を明示する(三)。以上を踏まえたうえで、ドゥオーキンのアナロジである「難破船」から導き出される「資源の平等」を概観し(四)、さらに、コーエンのアナロジである「キャンプ旅行」から導き出される「社会主義的平等」と「共同体の原理」を概観する(五)。以上の予備的作業を経たうえで、両者の議論を、「アナロジによる論証」の一般的構図の観点から考察する(六)。結論としては、「正義の適用領域」という問題が「何の平等か？」という論争の解決の糸口であることを指摘する。

二 アナロジによる論証の一般的構図

まず、「アナロジによる論証」の一般的な構図を示そう。「アナロジによる論証」を用いて相手方を説得しようとしている論証者と、説得の挑戦を受けている相手方それぞれの事態認識を対比すると、次のようになる。

論争の次元

論証者… [状況A] ↓ [推論A] ↓ [原理A]

相手方… [状況A] ↓ [推論B] ↓ [原理B]

仮想的次元(アナロジ)

論証者… [状況A] ↓ [推論A] ↓ [原理A]

相手方…「状況A」 ↓ 「推論A」 ↓ 「原理A」

論証者…「状況A」 ≠ 「状況A」

相手方…「状況A」 ≠ 「状況A」

論証したいのは、論争的次元において、「状況A」から「推論A」に従って導かれる「原理A」の妥当性である。論証しなければならないということは、当然に、この次元においては、合意は形成されていない。相手方は、同じ「状況A」から出発しても、別の「推論B」を経て別の「原理B」を導出しているはずである。

アナロジーによる論証は、論争的次元における「原理A」の妥当性を論証するために、仮想的次元の議論を参照する。仮想的次元においては、「状況A」が与えられたとき、「推論A」に従って、「原理A」が導出される。そして、この仮想的次元における推論過程については、論争的次元における「原理B」を支持する相手方からも、合意が果たされていることが前提とされる。逆に言うと、「状況A」 ↓ 「推論A」 ↓ 「原理A」という系列は、合意され得るものとして描かれている、ということである。

仮想的次元での推論系列が合意しうるようなものとして描かれたうえで、アナロジーによる論証者は、「状況A」と「状況A」との間に、重要な点で相違がないことを主張する。ここにおいて、原理Bの支持者は、論証者から説得の挑戦を受けていることになる。仮想的次元における「状況A」 ↓ 「推論A」 ↓ 「原理A」という系列について合意してしまっている以上、「状況A」と「状況A」との間に重要な点で違いがないならば、当然、「推

論A』も「推論A」と同一ということになり、論争的次元においても、「状況A』から「原理A』が導かれてしまうからである。

もちろん、この「アナロジーによる論証」という方法には、反証の可能性がある。まず、第一に、仮想的次元における推論系列が、論証者の期待した通りにはならないとする反論がありえる。論証者は当然、これを合意されるものとして提示している訳であるが、それが目論見通りに合意されるかどうかは、自明ではない。仮想的状況における、「状況A』↓「推論A』↓「原理A』という系列に合意出来るだけの説得力がなく、「状況A』においては別の推論と別の原理が示されるのかもしれない。この段階で、合意を否定出来れば、アナロジーによる論証は、そもそも失敗することになる。以下では、これを「合意の不成立」による反証と呼ぶことにする。

第二の反論は、「状況A』と「状況A』の類似性を否定することである。重要な点で「状況A』と「状況A』との間に違いを示すことができれば、アナロジーからの論証はやはり失敗する。以下ではこれを、「類似性の不成立」による反証と呼ぶことにする。もちろん、「状況A』と「状況A』は、記述において同一ではあり得ず、必ず径庭があるはずである。もしも、記述において違いがなければ、「状況A』と「状況A』は同一となり、「状況A』における合意も期待出来ないはずだからである。そして、記述において必ず異なる以上、単に相違点というだけであれば、「状況A』と「状況A』との間に、無数の違いを指摘することが可能である。しかし、反論として意味を持つためには、相違点の中で、事柄のレレヴァンスに関わる重要な点で違いを指摘出来なければならぬ。相違点の重要性の提示に失敗すれば、反論の方が破綻するということになるのである。

アナロジーによる論証の強みは、我々の直観を最大限に利用することが出来る点にある。論争的次元においては、「状況A』が与えられたときに、直観も含めて、どのような推論を妥当とすべきか、従って、どのような原

理を妥当とすべきかについて、意見は割れている。他の方法による論証に失敗すれば、あとは結局、直観に頼らざるを得ない⁽³⁾。そうした場合には、直観が違えば、互いに互いを説得することは出来ず、論争は決着を見ないことになる。他方、アナロジーによる論証では、仮想的次元においては、直観に頼ることが、問題とはならない。互いの直観に基づいてであれ、合意され得ることのみが重要なのである。逆に言えば、我々の直観に照らして、合意されるように状況は記述されているのである。アナロジーによる論証では、あとは直観に頼るしかないというような事態に陥ったとしても、論争の決着を目指すことが可能なのである。

法哲学の議論の中で、仮想的事例を用いる最もよく知られた事例は、言うまでもなく、ジョン・ロールズによつて為された「原初状態」から「正義の二原理」を導出する議論であろう⁽⁴⁾。しかしながら、ロールズの議論は、本稿で述べてきた「アナロジーによる論証」とは異なるものである。ロールズは、無知のヴェールを被せられた原初状態において合意される原理が、我々の社会を律するにふさわしい正義の原理として選択されることを、純粋な手続き的正義として示している⁽⁵⁾。純粋な手続き的正義では、その手続きに従ったという事実それ自体が、導かれる結果の正当性を与える。言い換えれば、原初状態において選ばれるような原理こそが、我々の社会でふさわしい原理として「発見される」という主張である。この議論は、論争的状况の判断を仮想的狀況での判断から類推するという構図にはなっていない。むしろ、仮想的狀況での判断が、直截に、論争的状况での判断の妥当性を示すことになっている。

またさらに、原初状態という仮想的狀況と我々の社会との狀況との間には、無知のヴェールという決定的徑庭が存する点も、「アナロジーによる論証」ではないことを示すだろう。もしも、この無知のヴェールという徑庭が、ロールズの議論の中で、重要な差異を示していないのであれば、ロールズの純粋な手続き的正義という目論見は

失敗することになる。他方、無知のヴェールが重要な役割を果たしているのであれば、アナロジによる論証としては失敗することになる。

さて、以上が、「アナロジによる論証」の一般的構図であるが、本稿では、平等主義者として活躍してきたドゥオーキンとコーエンの議論を検討する。ここで重要なポイントは、両者がそれぞれ異なるアナロジを展開し、そして、その結論においては、概ね一致するものの、重要な点において異なるという点である。もしも、両者のアナロジによる論証が、それぞれに説得力を持つ議論であれば、両者の議論を前にして、我々は、自身の内に深刻な対立があることになる。もちろん、いずれかの論証に誤りがあるのかも知れない。アナロジの状況での判断が誤っているのかも知れない（合意の不成立）。あるいは、アナロジの状況と決着を指摘している論争における状況との類似性がなく、いずれかに、レレヴァンスのある相違点を指摘できるのかも知れない（類似性の不成立）。あるいは、両者とも間違っているのかも知れない。いずれにせよ、二つの議論を前にして、我々は検討を迫られるのである。

三 ドゥオーキンとコーエンの対立点

今日の分配的正義論の全体的見取り図から見れば、ドゥオーキンもコーエンも、ともにエガリタリアン（平等主義者）という思想派閥に属する論客である。平等主義は、功利主義やリベタリアニズムなどの他の思想派閥とは区別される一派とみなされているが、いかなる中核的理念が平等主義を構成するのかは、かなり難しい問題である。さしあたり、平等主義の特徴は、「平等」という理念を政治社会の根本的な原理の中でも第一位の重要性

を持つとみなす思想であるとも言えるが、もちろん、「平等」は様々な解釈を許容する抽象的な理念であり、平等主義者の中にも平等に関する様々な解釈上の対立がある。⁽⁶⁾ また、平等主義者以外の思想派閥においても、何らかの形で「平等」に対して重要性を付していることも疑い得ないとする指摘がある。⁽⁷⁾

平等主義者の中核的理念は何であるのかについて、ここでは深入り出来ないが、本稿での要点は、ドウオーキンとコーエンが相当程度に近い立場にあるということである。エリザベス・アンダーソンが提起した論点に従えば、両者はともに「運の平等」を概ね受け容れる立場にあると言える。⁽⁹⁾ 「運の平等」とは、自然な運によって生じる人々の格差を道徳的に重要な問題であるとみなし、正義の観点からはこれを是正する必要を認める前提である。⁽¹⁰⁾ ドウオーキンは、「政府がこれを達成することが可能な限りにおいて、各人が市民たること以外の事柄——例えば各人の経済的背景、性別、人種、あるいは技能やハンディキャップの特定の集合など——に関してどのような人間か、ということに対して当の政府に服する各市民の運命が鈍感 (*insensitive*) になることを保障する」と主張する。コーエンにおいても、「私の考えでは、根本的な平等主義者の目標の大きな部分は、分配における不運の影響を除去することにある」⁽¹²⁾ と主張する。従って、アンダーソンの分類からは、両者は、「運の平等」の信奉者であると言えるだろう。

他方、両者が近い立場であるがゆえに、では何が相違点なのか、本稿における重要な論点となってくる。両者の主要な違いは、何における自然の運を矯正すべきとみなしているのか、という分配的正義が対象とする範囲設定の問題として現れる。この問題は、「何の平等か?」という平等をめぐる今日の主要論点の一つとして構成されてきた。⁽¹³⁾ この「何の平等か?」については、ロールズやドウオーキンを主要論客とする資源主義の立場とリチャード・A・アーナソンやコーエンらを主要論客とする厚生主義とが先鋭な形で対立している。⁽¹⁴⁾ 例えば、油絵

画家と詩人がいたとき、油絵画家は作品を完成させるために、ある程度値の張る画材が必要であるのに対して、詩人は紙と鉛筆さえあれば事足りる。両者が同額の資源を有していた場合、厚生主義の立場からは、詩人から画家へと資源の移転を指令するのに対して、資源主義の立場からはそれを認めないことになる。

なお、中間的なものとして、アマーティア・センを中心論客とする機能主義という立場も提起されている。⁽¹⁵⁾ コーエン自身は、自分の立場を厚生主義そのものよりは、機能主義に近いものとして位置づけているが、ドウオーキンの見立てでは、コーエンは重要な点で厚生主義とみなすべきであり、センは曖昧なところがあるものの、曖昧さを取り除けば厚生主義か資源主義かいずれかに帰着するものとみなしている。⁽¹⁷⁾ 本稿では、ドウオーキンの見立てに従って整理してゆくことにする。

ただし、ここで注意が必要なのは、コーエンを厚生主義そのものとみなすべきではないという点である。厳密な厚生主義は、厚生面に現れる格差についてのみ、是正の対象とすべきであるという立場として解されるが、コーエンは厚生指標のみを用いるべきとする立場ではない。曖昧な感は否めないが、コーエン自身は、自らの主張を「ミッドフェアの平等」と形容しており、厚生面に現れる格差も含んだうえで、平等を求めるべきであるとしている。⁽¹⁸⁾ つまり、資源だけに注目すべきなのではなく、厚生をも配慮せよ、という主張である。

では、資源面に現れる不運だけが是正の対象なのか、それとも、資源面だけではなく、厚生面に現れる不運も、是正の対象とすべきなのだろうか。続く二つの節では、ドウオーキンとコーエンそれぞれの「アナロジーによる論証」を検討し、そこからそれぞれの立場を導いていこう。

四 ドウオーキンの「難破船」と資源の平等

ドウオーキンのアナロジ―は、次のような話から始められる。

いま、船の難破で生き残った大勢の人々が、資源が豊富にあり現地人のいない無人島に漂着したと想定しよう。そして、多くの年月が経たないと彼らは救出されそうもないとする¹⁹。

この島に漂着した生存者たちは、なんとかその島で経済を確立して生活していかなければならないことを覚悟する。そのうえで、人々は、次のような原則に同意することが想定される。

島のどの資源に対しても、他人に先立って権利を与えられている者はおらず、むしろ、これらの資源は人々の間で平等に分割されねばならない、という原則²⁰

ひとたび「資源についての」分割が完成したとき、移住者のうちの誰かが、自己の資源の束よりも他のある人間の資源の束を愛好するようなときには、いかなる資源の分割も平等とは言えない（「」内引用者）²¹

では、どのような方法で島の資源が上記の合意原則に従って平等に分割されるのか。ドウオーキンは様々な方

法の可能性を示唆したうえで、最も理に適った方法は、島の資源に対してオークションを実施することであると
言う。人々には、オークションで通貨として用いられる貝殻が等量与えられ、島の全ての資源に対してオーク
ションを実施する。例えば、島のある区画の土地がオークションに出された場合、最も高額の支払いを示した者
が、その区画を利用する権利を競り落とす。こうしたせりを島の全ての資源に対して繰り返すことで、やがて、
島の資源は全て、誰かの私有となる。このとき、他者が競り落とした資源のバンドルと、自分の競り落とした資
源のバンドルとを交換したいと思うような人は、誰もいないはずである。ドゥオーキンはこの状態を、羨望テス
トにパスした状態であるとし、人々は資源の点で誰も羨むことが無く、平等に配慮されていることになると言う。⁽²²⁾
ドゥオーキンにとって、この「競り市」というイメージは、決定的に重要である。資源に対する分配を「市場」
を通して実現するのは、単に便宜上の手段ではない。ドゥオーキンの考えでは、単に量において平等に遇される
ことのみが平等の終着点ではなく、各人の選好の違いを平等に尊重することも、同様に重要なのである。⁽²³⁾そ
の点、「市場」という方法は、各人の選好の違いを平等に尊重する唯一の方法として描かれるのである。⁽²⁴⁾
さて、オークション終了後、人々は、競り落とした資源を元手に、各々の人生構想に従って、経済活動を開始
することになる。しかし、その結果、人々の間には重大な格差が生じるだろう。同じく農家を志した人でも、あ
る人は、病気にかかり、病気にかからなかった者に比べて満足に野良仕事が出来ず、収入に差が生じるかもしれ
ない。ある人は、生まれ持った才能で、多くの所得を得られるのに、そうした才能に恵まれない者は、わずかな
所得しか得られないこともあるだろう。ドゥオーキンは、能力も資源と考えるので、こうした自然運からくる格
差は、是正されなければならない。そのために導入されるのが、仮想的保険市場である。⁽²⁵⁾

仮想的保険市場では、有利な境遇に陥る確率と不利な境遇に陥る確率について、一定の予測が立てられる場合

に、不利な境遇において生じる欠失をカバーするために、有利な境遇においてどの程度抛出する用意があるであろうかを問う。つまり、保険の取り決めである。もしも、そのような保険商品が誰しも入手可能であれば、合理的な人々であれば、それを購入しようとするはずである。難破船の生存者たちは、これから島での経済を開始するのに先立って、そうした保険契約を相互に結ぶはずである。⁽²⁶⁾

その後の社会では、大概の人にとって選好される保険に、人々は予め加入していたと仮定され、実際の社会の中で不利な境遇の人の欠失を埋め合わせるように、有利な人が抛出することになる。この保険の枠組みは、累進課税を財源として構築される社会保障として、実際には実現することになる。⁽²⁷⁾ 即ち、福祉国家である。どの程度の福祉が妥当であるかは、やはり、この当初の仮想的保険市場の取り決めを参照して、求められるのである。

仮想的保険市場は、二つの顕著な特徴を有している。一つは、それが「仮想的」であるということである。現実の人々は、既に自分の能力や健康状態、遺伝的特質など、有利な地位にあるか不利な地位にあるかを知っている。当然、有利不利が判明している状況では、両者の間で結ばれる保険契約は、有利な者がより有利に、不利な者がより不利な保険になるであろう。一方、ドゥオーキンの仮想的保険市場においては、現実の有利不利は捨象されていなければならない。このことが意味するのは、仮想的保険市場は、難破船のアナロジーのみから導かれる帰結ではない、ということである。難破船の生存者たちは、自らが生まれ持った能力に対して、共有すべきであると考えているかどうかは不明であり、同意しない者も多いであろう。少なくとも、リバタリアンの生存者は直観的観点から全く同意しないはずである。では、どこから仮想的保険市場の論理が導かれるかと言えば、ドゥオーキンがより根源的な規範として据える、「平等な重要性の原理」から導かれるものである。⁽²⁸⁾ 従って、ドゥオーキンの難破船のアナロジーによって説得される主要な相手方は、平等主義者ということになるだろう。リバタリ

アンや功利主義者が仮想的保険市場に説得されるかどうかは、難破船の「アナロジーによる論証」とはまた別の論証に依らなければならない。

仮想的保険市場のもう一つの顕著な特徴は、それが「市場」であるということである。即ち、各人が抱く選好を反映する唯一の方法としての、市場という観念である。仮想的保険市場は、人々が人生における選択運の選好を反映した結果であることが示される。例えば、一律に人々の生産物を共有し、平等に分配し、運の影響を極小化するような方策をオルタナティブとして構想することは可能である。しかし、そうした方策においては、人々の選択運に対する選好が無視されており、結果的には誰の選好も尊重されていないことになる。そうしたオルタナティブによって結果的に最も有利な立場に置かれる人についてすら、本人の選択運の選好を尊重されたことにはなっていないのである。尤も、仮想的保険市場といえども、各人の選好の差異を完全に反映したものではありません、人々が平均的に抱くであろう選択運についての選好を、各人の選択運に対する選好の近似値として用いるものである。しかし、先の一律の平等というオルタナティブに比して、仮想的保険市場の方が、人々の選好に対して敏感な反応を示しているのである。従って、仮想的保険市場においても、市場のイメージは、人々の選好を尊重するために不可欠な道具立てであり、効率性といった別の原理との妥協として支持されるのではない（後述するが、コーエンはこの立場である²⁹⁾）。

ドゥオーキンはこのように描かれる分配的正義構想を、「資源の平等」と呼ぶ。ここまでの説明でも明らかのように、ドゥオーキンは能力も資源とみなしており、それがゆえに能力の不足は資源の不足として、仮想的保険の枠組みによって是正される。しかし、厚生面に現れる格差に対しては、そのような是正の対象とはならず、厚生の不運に対して保険をかけるようなことはしないと想定されるのである³⁰⁾。

ここで注意すべき点として、ドゥオーキンは、厚生面に現れる格差が、運の影響を受けるものではないと言っているのではないという点である。厚生という観点で見たとき、そこに運の余地がありうることは、否定していない。しかし、それは、仮に運の要因によって生じる格差であったとしても、政治社会に救済を求めることは、筋違いなものであると主張しているのである。⁽³¹⁾ドゥオーキンは、その違いを、媒介変数 (parameters) と制約条件 (limitations) という概念で表現している。⁽³²⁾

ドゥオーキンによれば、人の生はその人が生きる環境によって制約されている。環境の様々な要素は、その人の人生の善さを制約するものとして立ち現れる。異なる環境にあれば、異なる影響を受け、そこに格差があるのならば、それは人生の善さについて格差を帰結する。しかし、環境の全てを我々は人生の善さを制約するものとしてはみなしておらず、そのある部分は、「善く生きる」という遂行が本人にとってどうなるかを定義するのに役立つ媒介変数として⁽³³⁾受け容れているはずである。健康や所得は制約条件に数えられ、これらに格差があることは、その人の生を悪化させる。他方、自らの選好はどのようなものであるか、ないしは、他者の選好がどのようなものであるか、といった事柄は、媒介変数であって、制約条件とみなすべきではないのである。⁽³⁴⁾

アナロジーによる論証に戻ろう。ドゥオーキンのアナロジーにおける論証では、仮想的状況の「状況A」は難破船の生存者の社会であり、そこで理にあって支持されるのは、市場を中心的なモチーフとして描かれる「仮想的オークション」と「仮想的保険市場」である。この二つの実践の帰結を、「資源の平等」と呼ぶ（「原理A」）。そして、難破船の生存者の社会（「状況A」）と現実の我々の経済社会（「状況A」）との間に、少なくともも平等主義者である限りにおいて、重要な差異は見いだされず、従って、我々の経済社会も漂着民の合意する取り決めで

ある「資源の平等」によって統治されるべきとなるのである。

五 コーエンのキャンプ旅行と社会主義の二つの原理

コーエンが展開する「アナロジーによる論証」において、アナロジーとして示される「状況A」は、キャンプ旅行である。我々がキャンプ旅行をするとき、そこには、本質的に上下関係(hierarchy)は存在せず、全員の間での共通の目的は、各人がやりたいことをやって、楽しく満ち足りた時間を過ごすことにある⁽³⁵⁾。

キャンプ旅行で実践される資源の分配は、基本的には、社会的共有である。各人は、キャンプに様々な道具(facilities)を持ち込みはするが、少なくともキャンプの間は、集合的管理(under collective control)のもとに置かれる⁽³⁶⁾。例えば、誰かがフライパンを持ち込んだとして、目玉焼きを焼くのに必要であれば、「みんなで使用」という原則を実践するであろう。キャンプ旅行では、皆が持ち寄った道具類は、必要な人が必要な時に使う平等な機会が保証されており、限定的に財は共有の状態に置かれ、私有原則の下でのように、所有者にいちいち使用料を払ったりはしない。もちろん、それは、使用料を支払うことが煩わしいからでもあるが、仮にその煩わしさから解放されたとしても、商取引を持ち込むことはしない。それは、そんなことをすれば、キャンプ旅行で実践されている思いやりの精神に反するからである⁽³⁷⁾。

キャンプ旅行では、基本的には、各人がやりたいことをやって、楽しい時間を過ごす。釣りがやりたければ釣りをし、料理がしたければ料理をする。楽しみのために行くキャンプとは言え、もちろん、全ての瞬間が楽しいことばかりではない。人間が一定期間生活する以上、嫌なこと、面倒なこと——労役(labor burden)——も、誰

かがしなければならぬ。誰もが料理を面倒くさがった場合、誰かが料理をしなければならぬ。食べた後には、皿洗いをしなければならぬし、浴室やトイレの掃除もしなければならぬ。汚れ仕事を喜々としてやる人は、いるかも知れないが、稀である。こうした面倒な仕事について、キャンプ旅行では、各人の能力に応じて、負担が平等に割り当てられるはずである。もしも四肢に障害があれば、彼にとって平等な負担と言いうる範囲の仕事が割り当てられる。それは、他の四肢に問題のない人に割り当てられた仕事より少ないであろう。しかし、キャンプ旅行で、各人はその生産量において平等な割り当てをすべきであるとは考えず、負担において平等であるべきとみなすであろう。⁽³⁸⁾

このように、各人の能力に応じて全体に貢献するという条件のもとに、人々は概ね等しい充実 (Flourish) とくつろぎ (relax) の機会を得るのである。⁽³⁹⁾ キャンプ旅行において実践されている精神は、市場社会の精神と極めて対照的である。市場社会では、各人が利己心から他者と取引をするのに対して、キャンプ旅行では、他者へ対する思いやりから人々は互いに関わるのである。つまり、平等と互恵性の規範のもとにキャンプ旅行は営まれているのである。⁽⁴⁰⁾

キャンプ旅行がこのようなものであり、また、そうあるべきことについて、我々は、直観的にも経験的にも同意するであろう。そして、キャンプ旅行について好き嫌いの程度はあるにせよ、キャンプ旅行が人々の間の関係として、好ましいものであることにも、同意するであろう。少なくとも、市場社会の原理と似ていない部分について、それがゆえにキャンプ旅行が好ましくないという人は少ないであろう。⁽⁴¹⁾

コーエンは、この素晴らしいキャンプ旅行こそが人と人との関係のあり方として魅力的な実践であり、従って、そこに我々が美点を見いだす以上、我々の社会もそうある方が望ましいと説く。つまり、利己心や恐怖が支配し

た市場社会の方が非人間的で価値において劣るのであり、平等と共同体意識が支配したキャンプ旅行の方が優れた人間的な関係性なのである。劣ったもの（市場社会）は、優れたもの（キャンプ旅行）に可能な限り近づくべきであり、その逆ではない⁽⁴²⁾。

キャンプ旅行で実践されている行動準則は、コーエンによれば、二つの抽象的原理によって表されると言う。

一つは、平等主義の原理（egalitarian principle）であり、もう一つは、共同体の原理（community principle）である⁽⁴³⁾。

キャンプ旅行で実践されている平等主義がどのようなものであるかについて、コーエンは、平等主義を人々の機会を妨げる障害の除去として捉えたうえで、「機会のブルジョワ的平等」（bourgeois equality of opportunity）「機会の左翼リベラル的平等」（left-liberal equality of opportunity）「機会の社会主義的平等」（socialist equality of opportunity）と分類し、最後の社会主義的平等であるとして示す⁽⁴⁴⁾。

「機会のブルジョワ的平等」は、「公的であれ私的であれ、社会的に構築された地位の制約」を除去するものである⁽⁴⁵⁾。例えば、肌の色や生まれや性別などによって、人々の地位が制約されているとき、ここには大きな看過しがたい不平等があり、機会のブルジョワ的平等はこうした社会的に構築された制約を打破する。しかし、社会的障壁が構築されているとは言えない要因によって生じた格差に対しては、是正の必要を認めないのである。

「左翼リベラル的平等」は、機会のブルジョワ的平等に加えて、生まれや養育の環境からもたらされる制約を除く⁽⁴⁶⁾。例えば、利用出来る教育資源の格差が社会に広範に見られるとき、恵まれた教育機会に浴する者は大いに能力を發展させ、高い市場価値を持つ技能を身につけることが出来るだろう。他方、そうでない場合は、低い市場価値しか持たない技能に甘んじざるを得ないかもしれない。こうした要因によって生じる格差を、左翼リベ

ラルの平等主義は是正するのである。従って、この平等主義のもとでは、差異は生まれ持った能力か本人の選択に帰責しうるもののみとなる。

コーエンが推奨する「社会主義的平等」は、さらに、生まれ持った能力から来る制約をも除去するべきであるとし、差異として残るのは、本人の選択に帰しうるものだけとなる。⁽⁴⁷⁾ 例えば、生来の才能に恵まれ、それゆえ他者より高い所得を得る者は、そうでない者と生産を分かち合わなければならない。社会主義的平等のもとで見られる人々の所得格差は、各人の労働生産性が等しいと仮定した場合には、余暇と労働の各人の選択によって生じるものだけになるであろう。⁽⁴⁸⁾

コーエンが支持する社会主義的平等は、ドゥオーキンが支持する資源の平等の輪郭とほぼ一致する。この点で両者に径庭は見られない。しかし、社会主義的平等の原理だけが、キャンプ旅行を律する原理ではない。もう一つ重要な原理が、キャンプ旅行では実践されている。それが、「共同体の原理」である。共同体の原理は、社会主義的平等の原理が許容する格差のうち、いくつかを禁止する。⁽⁴⁹⁾

コーエンは、共同体において、「人々は、互いを気づかい、それが必要で可能な場合には、配慮するのであり、互いが互いを思いやっていることを気に懸ける」⁽⁵⁰⁾ としている。社会主義の構想においては、平等だけでは不十分であり、こうした共同体意識が不可欠なのである。

例えば、キャンプ旅行で、皆が平等に掃除の仕事を手分けしてやるのではなく、不運な誰かに押しつけ、好運な誰かが楽をするというくじ引きが提案されたとする。もちろん、皆は平等に掃除の義務を負っているのであるが、何人かはこのくじに賛意を示したとしよう。その結果、ある一人の不運な選択運の敗者に、キャンプ旅行中の掃除が全て押しつけられ、多くの選択運の勝者が掃除当番の義務から解放されるようなことがあったとしよう。

社会主義的平等の原理においては、こうしたくじの実践を禁じる理由は何もない。くじに参加するしないは自由であるのだから、誰かがくじをやろうと言いつ出したとき、それを認めた方が各人の自由な判断をより尊重したことになるだろう。しかしながら、このようなくじの実践それ自体が、敗者と勝者の関係をキャンプ旅行に持ち込むことになり、キャンプ旅行の精神を台無しにしてしまうことになるかもしれない。そうみなされる場合には、共同体の原理は、そうしたくじの実践それ自体を禁じるのである。先に述べた、持ち込んだ道具に対する利用料の徴収も、同じく、それが全く平等なものであったとしても、思いやりの実践を台無しにし、共同体を破壊してしまうので、禁じられるのである⁵¹。

現実社会の枠組みに置き換えてみると、この含意は明白である。ドゥオーキンの「資源の平等」(＝コーエンの「社会主義的平等」)が許容する自由について、それが人々のありようとしての共同体をも破壊してしまうならば、制限されて然るべきなのである。例えば、自由で平等な市場社会の帰結として、事実上の階層社会―一方は贅沢な暮らしをし、一方はみすばらしい暮らしに甘んじなければならないような格差―が生じ、社会全体が共同体としての関係とは言えなくなるような場合には、贅沢税の導入によって、格差の縮小が図られるべきことになろう。

アナロジーによる論証に戻ろう。コーエンの議論において、仮想的次元の「状況A」はキャンプ旅行であり、そこで実践されているのは、社会主義的平等の原理と共同体の原理からなる「原理A」である。「原理A」を導く「推論A」は、我々のキャンプ旅行の経験や直観である。コーエンの見立てでは、我々の実際の経済社会という「状況A」とキャンプ旅行(「状況A」)との間に重要な差異は認められず、従って、我々の経済社会もキャンプ旅行を律している二つの原理によって統治されるべきなのである。

六 考察

実際には、コーエンは、キャンプ旅行において資源主義との対立点をさほど明示的には論じていない。対立をうかがわせる箇所は、社会主義的平等を説明する行で、若干その可能性をほめかしている部分と共同体原理である。しかしながら、特に共同体の原理を敷衍すれば、はつきりと、資源主義と厚生主義の対立点が現れてくる。例えば、キャンプ旅行で嗜好に合うものがなかったときに、本人に満足してもらうために、皆で多少の負担をするということは、考えられる。キャンプへ行つた先で、質のいいマスがたくさん釣れて、それをムニエルにしてちよつと豪華なディナーをやるうということになったとする。そのとき、キャンプの参加者のうちに、魚は苦手という人がいるかもしれない。皆が美味しいものを食べているときに、メインディッシュ抜きで食卓につくのは、可哀想だとも思える。たまたま近くに牧場があり、ここでは肉を販売していて、魚の苦手な数人のために、キャンプの共益費の中から肉を調達して、皆がメインディッシュを楽しめる状況を実現しようとする提案は、奇異なものには思われないだろう（実際にそうするかどうかは別にして）。

しかし、資源の観点から平等を測る資源主義の立場からは、こうした提案は、受け容れられないはずである。このような配慮を受けた場合、魚嫌いの人は他者よりも不当に多くの資源を得ており、こうした扱いは正義に反するということになる（つまり、魚嫌いは、付け合わせのマッシュポテトを多めにもらって、それで腹を膨らませておけば十分なのである）。

コーエンも、いかなる場合においても、厚生那点できっちり平等になるように、人々に配慮せよと言っている

訳ではない。その他の無視し得ない重大な困難が付随する場合には、そうした配慮を断念せざるを得ない可能性を十分に認めている。例えば、メインディッシュの代替物となる食材が入手できなかつた場合には、マスのムニエルやデイナーを全員が諦めるべきとまでは言えない。魚嫌いの人に我慢してもらうしかない。同様に、キャンプ旅行がどんなに素晴らしかつたとしても、それをそのまま複雑で大規模な我々の経済生活に適用することが必ずしも適切であるとは言えない⁽⁵³⁾。特に、誰が何をどれほど欲しており、従って、何をどのくらい生産すればよいかを決めるにあたって、市場原理以上に優れた方法を我々は知らない⁽⁵⁴⁾。市場の持つこの情報機能は、他のどのような方法によっても代替不可能なものであり、それは今日の社会主義の信奉者においても大方の合意の得られるところである⁽⁵⁵⁾。そうであるがゆえに、今日の社会主義者は、市場社会主義の可能性を模索しているのである⁽⁵⁶⁾。もちろん、市場社会主義は、少なくとも市場を社会の重要な分配に利用する以上、そこにはキャンプ旅行の精神とは相容れないものがある⁽⁵⁷⁾。しかし、市場というメカニズムを利用しなかつた場合に生じる全体の損失は、これと釣り合うものではない。このように、現実には、様々な妥協を余儀なくされることはある。しかしそれでも、キャンプ旅行の精神に示されたような配慮は、可能な限り、我々の経済社会においても追求されるべきなのである。

他方、ドゥオーキンが難破船の生存者の社会での合意事項として導き出した結論は、本来は厚生の人々の平等も図るべきであるが、現実には難しいので、資源の平等で手を打つべきだという立場ではない。そもそも人は、厚生の人々の観点ではなく、資源の観点のみから平等であるべきであり、それを超えて平等を要求する権利は誰にもないという主張である。つまり、厚生の人々の代理指標としての資源なのではないのである。当座の結論において、コーエンの支持する社会制度がドゥオーキンの資源の平等に基づく社会制度（例えば、福祉国家的市場社会）と全く同一のものであつたとしても、コーエンの場合には、理想の代用物として支持しているのであつて、ドゥオーキンの場

合にはそれ自体が理想として支持しているのである。さらに状況の変化があれば、コーエンはその先（共同体原理に導かれる厚生への配慮）を指すのに対して、ドウオーキンはそこに立ち止まり、厚生への配慮の実践が十分に可能であったとしても、ドウオーキンはそうすべきとは考えないのである。

では、いずれのアナロジーが適切なのであろうか。二において、「アナロジーによる論証」を論駁するには、仮想的状況における推論が誤っており、そこに合意が見いだせないことを示す「合意の不成立」と、論争的状況と仮想的状況の間に同一視出来ない相違が示される「類似性の不成立」の二つの戦略があることを指摘しておいた。

コーエン支持者がドウオーキンを論駁するためには、「類似性の不成立」戦略はとりにくい。なぜなら、難破船の生存者の社会の方がキャンプ旅行よりも実際の経済社会より径庭が少ないのであり、ことコーエン支持者にとつては不利な方法であるからである。従つて、望みはむしろ、難破船の生存者の社会での「合意の不成立」戦略であろう。他方、ドウオーキンを支持者がコーエン支持者を論駁するためには、「合意の不成立」戦略は採用が難しいと思われる。なぜなら、我々のキャンプ旅行の麗しい実践をそれ自体否定し、より市場社会に近い人間関係にある方が、キャンプ旅行においてもふさわしいと主張するのは、困難だからである。従つて、望みの濃厚な戦略は、キャンプ旅行と実際の経済社会との間に重要な点で差異を示す「類似性の不成立」戦略であろう。

コーエン支持者がドウオーキンを論駁する「合意の不成立」は、容易に導かれる。コーエンにとつて、そもそも現実の経済社会が利己心と恐怖が支配する市場原理によつて構成されていることが問題なのであり、ドウオーキンの仮想的状況である漂着民の社会においてもそれは同様であろう。漂着民だからといって、市場社会を支持

すべき理由は見当たらず、コーエンの主張するように、むしろキャンブ旅行で実践されるような社会主義の二つの原理が目指されるべきなのである。

では、次に、ドゥオーキン支持者による「類似性の不成立」戦略を見ていこう。ドゥオーキン支持者は、難破船のアナロジを全体社会に適用することは適切である一方、キャンブ旅行を全体社会に適用することは不適切で、そこに重要な点で違いがあることを示せなければならない。両者の違いを明瞭に指摘する箇所が、ドゥオーキンが自身の分配的正義論を中心的に展開した著作である『Sovereign Virtue』にある。そもそまの Sovereign Virtue という書名は示唆的である。ドゥオーキンによれば、平等こそが Sovereign Virtue であると言う。そして、これは、二つの意味を持つ掛詞になっている。つまり、「最も重要な」(sovereign) 徳が平等であるという意味であると同時に、それが、「主権者」(sovereign) の徳であることも示しているのである。ドゥオーキンは、次のように言う。

もし私が平等な重要性の原理を受け容れるならば、私があなたの子より我が子に多くの注意を向けてもよいことの理由として、我が子が立派な人間になることはあなたの子が立派な人間になることよりも客観的にみてもっと重要であると主張することはできない。しかし私は自分の娘に対する特別な配慮を別の仕方で行うことができるかもしれない。例えば、彼女は私の娘なのだと言張することによる正当化である。しかし平等な重要性の原理は、ある種の状況においては何らかの人間集団に対して平等な配慮をもって行動するように人々に要求する。自らの市民に支配を及ぼし、その法に対する忠誠と服従を市民から要求する政治共同体は、市民の全員に対して公平で客観的な態度をとらなければならない、当該共同体の市民の各々はこのような責任を

念頭に置きながら投票しなければならぬし、公職者たちも同じ責任を念頭に置きながら法を制定し、政府の政策を作成しなければならぬ。既に述べたように、平等な配慮は主権者に特殊な徳、主権者に不可欠の徳なのである。（傍線部引用者）⁽⁵⁸⁾

ドゥオーキンの枠組みからすれば、そもそも正義は国家社会に固有のものであり、親密圏に及ぶものではない。親密圏では認められる配慮は、正義の範疇には含まれないのであり、従って国家社会において親密圏の原理が援用されることはないのである。キャンプ旅行は、親密圏に属する実践であり、そこで実践されている原理は経済社会には適用されない。つまり、ドゥオーキンにとっては、コーエンの「状況A」であるキャンプ旅行と実際の経済社会である「状況A」との間には、「正義の適用領域」という点で重要な差異が認められるのであり、コーエンは「類似性の不成立」を犯していることになるのである。

ドゥオーキンとコーエンのアナロジーによる論証における要点を表にまとめると、次のようになるだろう。

親密圏	別 の 原 理	正 義	正 義	現 実 の 経 済 社 会 難 破 船 の 生 存 者 の 社 会 キ ャ ン プ 旅 行
国家社会	正 義	ドゥオーキン	コーエン	

ドゥオーキンにとっては、正義が適用されるべきなのは、国家社会においてのみなのである。主権者がいる国家社会の枠組みの中にある経済社会や、そこへ至る前段階と言える難破船の漂着民の社会は、ここに属する。その先の親密圏においては、正義とは異なる別の原理が支配することになる。キャンプ旅行は、あくまで親密圏における任意の実践に過ぎないので、正義の範疇で語られるものではないのである。

他方のコーエンにおいては、正義は国家社会においてと同様に親密圏においても実践されるべき規範であり、従って、キャンプ旅行という状況は、論争的状况である現実の経済社会の範となりうるのである。難破船の生存者の状況も、キャンプ旅行の状況と本質的には変わらないのである。

両者の「アナロジの論証」の比較を通して導かれる主要な対立点は、正義の適用領域についての見解の相違である。ドゥオーキンは、「平等な配慮は主権者に特殊な徳、主権者に不可欠の徳」であるとしてその区別を示す。「平等な配慮」とされる正義が、主権者に不可欠の徳であることは、当然である。しかし、「主権者に特殊な徳」であるのかどうかは、自明ではない。従って、ドゥオーキンの立場からは、正義がなぜ親密圏にまで及ばないのかを、論証しなければならない。この論証が果たされるのであれば、キャンプ旅行は別の原理が支配すべき実践であり、それをアナロジとして用いるコーエンの議論は失敗していることになる。この論証が果たされないのならば、ドゥオーキンは、「アナロジの論証」においてコーエンを突破することは困難であろう。

七 おわりに

本稿では、「アナロジによる論証」の検討を通して、資源主義と厚生主義の対立点がいずこにあるのかを明

らかにした。まず、アナロジによる論証という方法の一般的構図を確認し(一)、平等主義の主要論客であるドゥオーキンとコーエンの対立点が、資源主義と厚生主義の対立にあることを示した(二)。そのうえで、ドゥオーキンの難破船のアナロジから現実の経済社会においても「資源の平等」という正義構想が導かれることをみた(三)。他方、コーエンのキャンブ旅行のアナロジからは、資源の平等と概ね一致する社会主義的平等に加えて、共同体の原理も採用されることを見た(四)。考察において、両者のアナロジによる論証を比較し、この議論における両者の適否が、正義の適用領域についての見解の相違から来るものであることを確認した(五)。

もちろん、ドゥオーキンのプロジェクトは、その全体を通して、判断されなければならないし、本稿で検討した得たのは「難破船」というアナロジによる論証についてのみである。また、コーエンの支持する原理が、それ自体、理に適ったものであるかどうかについても、また別の議論がありうるであろう。しかしながら、正義が「主権者に特殊な徳」なのかどうかは、極めて論争的な前提である。

ドゥオーキンは、主権者と言える存在が想定される範囲において、正義は限定的に生起し、それを超える範囲——国際社会——やそこに至らない範囲——親密圏——においては、正義が参照されることはないとする。この点に関して、平等主義者でありかつ資源主義者であるロールズも、ドゥオーキンの枠組みと軌を一にする。⁵⁹⁾なぜ正義が国際社会に適用されないのかという前者の論点については、昨今の世界正義論の隆盛もあって、しばしば指摘されるところである。⁶⁰⁾後者の点に関しては、かつてロールズが、S. M. オーキンらフェミニニズムの論客から批判を受けてきたことがある。⁶¹⁾これらに加えて、正義の適用領域をめぐる問題は、平等論における伝統的な争点である「何の平等か？」という問題系においても、重要な重要性を持つのである。

注

- (1) ローレンは二〇〇九年に、ドゥオーキンは二〇一三年に他界した。
- (2) 「難破船」のマナロシーは、Dworkin (1981) を初出とし、後に Dworkin (2000) ch.2. にて再掲される。「キャンプ旅行」は、Cohen (2001) を初出とし、後に Cohen (2009) にて再掲される。本稿では、いずれも後出の文献を参照する。
- (3) 他の方法としては、例えば、センが明示した二つの論証方法が考えられる。一つは、「事例ーインプリケーションによる批判」であり、その方法は、「その原理のインプリケーション〔「含意」をチェックし、それからそのインプリケーションをわれわれの直観に照らして検討する、というもの」である。もう一つは、「先行ー原理による批判」であり、「ある原理と、それよりも根本的であることが承認されている別の原理との無矛盾性を吟味する」方法である。Sen (1982), pp.353-354. (訳書 p.226)
- (4) Rawls (1971), ch. 1. sec. 3-4, ch. 3. sec. 20, 24-26.
- (5) Ibid., ch. 2. sec. 14.
- (6) 平等についての解釈上の対立については、Parfit (2000) など。
- (7) Sen (1992), pp.12-16. (訳書 pp.18-21.)
- (8) 上の論点については、藤岡 (二〇〇二) (二〇一三) などを参照。
- (9) Anderson (1999), pp.287-290.
- (10) Ibid. pp.288-289.
- (11) Dworkin (2000), p.6. (訳書 p.14.)
- (12) Cohen (1989), p.931.
- (13) Sen (1982), ch. 16. Dworkin (1981a), (1981b) など、「何の平等か？」(Equality of What?) をめぐる問題意識が活発に展開された。この論争の邦語での初期の紹介として、井上達夫 (1989), pp.94-95.
- (14) Arneson (1989), Cohen (1989)
- (15) Sen (1992), pp.39-55. (訳書 pp.59-78.)
- (16) Cohen (1993), p.28. (訳書 p.50.), Sen (1993), p.43 (訳書 p.74)

- (17) Dworkin (2000), ch.7 (訳書第七章)
- (18) Cohen (1993), pp.18-20. (訳書 pp.36-39.)
- (19) Dworkin (2000), p.66. (訳書・p.96.)
- (20) Ibid., pp.66-67. (訳書・p.96.)
- (21) Ibid., p.67. (訳書・p.96.)
- (22) Ibid., p.68. (訳書・pp.98-99.)
- (23) トウオーキンは、先に挙げた運の平等を示す原理とともに、等しく重要な次の原理を挙げる。「第二の原理は、政府が市民の運命を市民自身が行った選択に敏感 (sensitive) に反応させる要に行動すべきこと——これもまた政府が達成できる限りにおいて——要求する。」Ibid., p.6. (訳書 p.14)
- (24) Ibid., p.66. (訳書・pp.95-96.)
- (25) Ibid., p.76. (訳書・pp.108-109.)
- (26) Ibid., pp.76-77. (訳書・p.109.)
- (27) Ibid., pp.80-81, pp.90-91, p.102, pp.442-452 (訳書 p.114, pp.128-129, p.143, pp.331-340.)
- (28) Ibid., pp.5-6. (訳書 pp.12-13.)
- (29) Ibid., pp.110-112, pp.344-345. (訳書 pp.77-79, pp.457-458.)
- (30) Ibid., pp.80-82. (訳書 pp.114-116.)
- (31) Ibid., pp.69-70. (訳書 pp.99-100.)
- (32) Ibid., pp.260-261. (訳書 pp.354-355.)
- (33) Ibid., p.260. (訳書 p.354.)
- (34) Ibid., pp.293-299. (訳書 p.401.)
- (35) Cohen (2009), p.3.
- (36) Ibid., pp.3-4.
- (37) Ibid., pp.5-6.

(38) コーエンは、キャンプ旅行で生じる負担の側面については、さほど明示的に展開していない。しかし、コーエンはキャンプ旅行にも労役があること、そして、労役の負担は、各人の得た幸運によって軽減されるものではないことは、例証の中で示している。Ibid,p.8;また、能力に応じて全体に貢献する義務があることも示している。Ibid., p.5; 以上の箇所を自然に敷衍したのが本文の記述である。

- (39) Ibid., pp.4-5.
(40) Ibid., p.5.
(41) Ibid., pp.9-10.
(42) Ibid., pp.50-52.
(43) Ibid., p.12.
(44) Ibid., pp.12-18.
(45) Ibid., pp.14-15.
(46) Ibid., pp.16-17.
(47) Ibid., pp.17-18.
(48) Ibid., pp.18-21.
(49) Ibid., pp.34-35.
(50) Ibid.
(51) Ibid., pp.35-38.
(52) コーエンは、結果として生じた所得の格差が、所得／余暇の配分に関する各人の選好を反映するものであるならば、社会主義的平等の観点からは是正すべき不平等はないと論じる。しかし、ある人が仕事にとってもやりがいを見いださ、ある人が仕事を苦痛なものと感じていれば、社会主義的平等の観点からでも是正すべき不平等があるのであるのか、とする反論が可能であるとし、コーエン自身は賛意を表明する。この点は、資源主義と厚生主義の対立を示唆するものではあるが、本文におけるコーエンは、この点での論究を避けている。従って、ドゥオーキンの資源の平等と概ね一致するものとして、社会主義的平等は位置づけられることになる。Ibid., p.21.

- (53) コーエンは、原理を評価する場合には、FeasibilityとDesirabilityを区別し、Feasibilityから来る妥協を許容している。しかし、妥協の産物であるFeasibilityへの配慮を、それ自体Desirabilityと取り違える愚はおかしてはならないと主張する。Ibid., pp.46-52.
- (54) Ibid., p.60.
- (55) Ibid.
- (56) コーエンは、Roemer (1994)を挙げる。なお、市場社会主義の提案など、今日の新しい社会主義の哲学的潮流は、分析的マルクス主義とも称され、それについての概説としては、高増・松井（一九九九）を参照。
- (57) Cohen (2009), pp.74-75.
- (58) Dworkin (2000), p.6. (訳書 p.13)
- (59) 正義の適用対象を国家主権の範囲内に留める主張から大きな論争を巻き起こしたロールズの著作として、Rawls (1999)。
- (60) この論点を中心に扱った邦語文献としては、井上達夫（二〇一三）第二章第三節、第三章第二節、瀧川（二〇一三）⁴⁵³⁾。
- (61) Okin (1991), ch.5.

参考文献

- Anderson, Elizabeth (1999), "What Is the Point of Equality?," *Ethics* 109, The University of Chicago, pp.287-337.
- Arneson, Richard (1989), "Equality and Equality of Opportunity for Welfare," *Philosophical Studies* 56, pp.77-93.
- Cohen, G.A. (1989), "On the Currency of Egalitarian Justice," *Ethics* 99, The University of Chicago, pp.906-944.
- (1993), "Equality of What? On Welfare, Goods, and Capabilities," in *The Quality of Life*, Martha Nussbaum and Amartya Sen (eds.), Oxford. (『ナオリテュー・オブ・ライフ』竹友安彦監修・水谷めぐみ訳、里文出版、2006.)
- (2001), "Why not socialism?," in *Democratic Equality: What Went Wrong?*, Edward Broadbent (ed.), University of Toronto

- Press.
- (2009), *Why Not Socialism?*, Princeton University Press.
- Dworkin, Ronald (1981a), "What is Equality? Part 2: Equality of Resources," *Philosophy and Public Affairs* 10, pp.283-345.
- (1981b), "What is Equality? Part 2: Equality of Resources," *Philosophy and Public Affairs* 10, pp.283-345.
- (2000), *Sovereign Virtue*, Harvard University Press. (小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦訳『平等とは何か』、木鐸社 2002)
- Okin, Susan Moller (1991), *Justice, Gender And The Family*, Basic Books.
- Parfit, Derek (2000), "Equality or Priority?", in *The Ideal of Equality*, Mathew Clayton and Andrew Williams (eds), Palgrave Macmillan.
- Rawls, John (1971), *A Theory of Justice*, Belknap Harvard. (矢島鈞次監訳『正義論』紀伊國屋書店、1979.)
- (1999), *The Law of Peoples*, Harvard. (中山竜一訳『万民の法』岩波書店、2006.)
- Roemer, John (1994), *A Future for Socialism*, Cambridge University Press. (伊藤誠訳『これからの社会主義』青木書店、1997.)
- Sen, Amartya (1982), *Choice, Welfare and Measurement*, Basil Blackwell Publisher. (大庭健・川本隆史訳『合理的な愚か者』勁草書房、1989)
- (1992), *Inequality Reexamined*, Harvard University Press. (池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討』岩波書店、1999)
- (1993), "Capability and Well-Being," in *The Quality of Life*, Martha Nussbaum and Amartya Sen (eds), Oxford. (『オリエント』ティー・オブ・ライフ) 竹友安彦監修・水谷めぐみ訳 里文出版、2006.)
- 井上達夫 (1989)、『平等〔法哲学の側から〕』、『法哲学と実定法学の対話』、星野英一・田中成明編、有斐閣、pp.85-97.
- (2012)、『世界正義論』、筑摩選書
- 高増明・松井暁編 (1999)、『アナリテイカル・マルキシズム』、ナカニシヤ出版。

説 論

藤岡大助 (2002)、「分配的正義における平等論の検討ー資源アプローチの擁護」、『國家學會雜誌』115巻/11・12号、pp.1257-1322.

一 (2013)、「平等主義は存在するか?」、『亜細亜法学』48巻/1号、pp.113-142.

瀧川裕英、(2011)、「ドウオーキンの沈黙ーなぜドウオーキンはグローバルな正義に沈黙するのか」、『ドウオーキン』、宇佐美誠・濱真一郎編、勁草書房、pp.189-205.